

NEWS 01

解雇や倒産などで離職した方の国民健康保険料を軽減します

前年の給与所得を3割とみなして保険料を計算

保険料の軽減には届け出が必要です

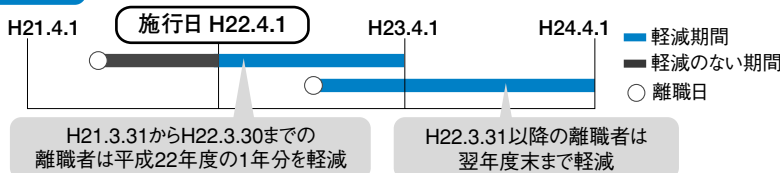
対象

以下の要件をすべて満たす方

- 平成21年3月31日以降に離職
- 解雇、倒産、契約更新の拒否など、事業主の都合で離職
※雇用保険受給資格者証の理由コードが11、12、21～23、31～34の方
- 離職時に64歳以下

軽減期間

離職日の翌日の月から、翌年度末までの最長2年間。今年4月の保険料から適用



届け出

お住まいの区の区役所保険年金課へ

国民健康保険	届け出に必要なもの
加入者	雇用保険受給資格者証、国民健康保険の保険証
未加入者	雇用保険受給資格者証、健康保険脱退証明書、金融機関の通帳と印鑑 ※世帯員を追加する際や、世帯主が国保以外の健康保険加入者の際は各保険証

解雇や倒産などの理由で離職した方の国民健康保険料を本年度から軽減します。対象は、昨年三月三十一日以後に事業主の都合などで離職した、離職時に六十四歳以下の方です。

保険料の計算は、前年の所得などを基準にしています。今回対象となる方は、前年の

所得のうち、給与所得を實際の額の三割とみなして保険料を計算します。また、高額療養費などの自己負担額も同様

の計算で判定します。保険料の軽減には届け出が必要ですので、区役所で相談の上、手続きをしてください。

【詳細】区役所（1階）の保険年金課

APEC会合の日程 ※会合は非公開です

会合	日程	会場
関連会合	5/26(水)～30(日)	プリンスホテル国際館パミール(中央区南3西12)
	5/31(月)～6/2(水)	
高級実務者会合	6/3(木)・4(金)	コンベンションセンター(白石区東札幌6の1) ※期間中は会場周辺で交通規制が予定されていますので、ご協力をお願いします
貿易担当大臣会合	6/5(土)・6(日)	

※報道関係者のためのメディアワーキングスペースを6/4(金)～6(日)に産業振興センター(白石区東札幌5の1)に開設

おもてなしの心でお迎えしましょう

21の国と地域から、政府関係者や報道関係者など多くの方が札幌を訪れます。

参加国・地域

オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、中国、中国香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、チャイニーズ・タイペイ、タイ、米国、ベトナム



主要会場となる
コンベンションセンター

APECに関するさらに詳しい情報は、

HP www.2010apec-hokkaido-sapporo.jpでもご覧になれます。

21の国と地域が経済・貿易について話します

NEWS 02

日本APEC貿易担当大臣会合が札幌で開催

五月二十六日(水)～六月六日(日)に、APEC(アジア太平洋経済協力)の貿易担当大臣会合や関連会合などが、札幌で開催されます。

APECとは、アジア・太平洋地域の持続的な発展に向けた地域協力の枠組みのこと。毎年各国の持ち回りで会合を

開催しており、貿易担当大臣会合では、貿易の自由化や経済・技術協力などについての話し合いが行われます。

期間中は、海外から多くの方が札幌を訪れます。おもてなしの心でお迎えしましょう。

【詳細】同実行委員会 ☎(04)5925